

## 介護保険外のサービス (高崎市)

※高崎市では、市内に在宅で生活している日常生活に支援が必要な高齢者のかたなどに、介護保険とは別に次のような支援があります。

### 高齢者住宅改造補助サービス (住宅を改修する)

高齢者の住んでいる家屋(住所地)の安全性と利便性に配慮し、下記の改造を行うときに補助金の交付を行います。  
ただし、申請は一世帯一度限りで新築・増築は除きます。

- ① 階段、廊下、便所、風呂場等の**手すりの設置**
- ② 浴室、脱衣室、階段等の滑り止めの設置
- ③ 和式便所から様式便所への取替え
- ④ 高齢者用のユニットバスの設置
- ⑤ 住宅内の段差の解消
- ⑥ 戸、取っ手等の改造
- ⑦ 高齢者向け水栓等への切替
- ⑧ ホームエレベーターの設置
- ⑨ 移動用リフトの設置

#### 対象者

心身の状況、また住宅の状況等を勘案して住宅の改造が必要であると認められる方であって、次のいずれかに該当する世帯。

- 要介護2～5の60歳以上の高齢者のいる世帯で前年所得税非課税世帯
- 60歳以上の高齢者のみの世帯で前年所得税非課税世帯

#### 補助金額

##### 補助対象とみなされた工事経費に6分の5を乗じた額

※補助限度額は75万円です。ただし工事種別ごとの規定額があるので事前にご相談下さい。

※必ず工事着工前に申請してください。  
(未着工の確認が必要となります)

### 住宅改良相談員派遣事業 (リホームの相談)

手すりの取り付けや段差の解消など、高齢者向けの住宅に改良しようとする場合、一級建築士の住宅改良相談員がお伺いして身体状況や家屋の構造等を踏まえて住宅改良に関する相談・助言を行います。

#### 対象者

60歳以上の高齢者のいる世帯

#### 費用負担

無 料